

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



町税等を納付できる金融機関等を追加しました

平成26年4月1日から、町税や保険料など町公金を納付できる金融機関に大垣共立銀行を追加しました。

納付できる金融機関等は下表のとおりです。

また、町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税については、本町指定コンビニエンスストアでも納付できます。

金融機関等名称	町税等の納付	町税等の口座振替
三菱東京UFJ銀行	○	○
みずほ銀行	○	×
大垣共立銀行	○ (26年4月～)	×
十六銀行	○	○ (26年4月～)
三重銀行	○	○
愛知銀行	○	○
名古屋銀行	○	○
中京銀行	○	○
第三銀行	○	○
岐阜信用金庫	○	○
いちい信用金庫	○	○
瀬戸信用金庫	○	○
中日信用金庫	○	○
海部東農協同組合	○	○
ゆうちょ銀行・郵便局	○※	○

○利用可能 ×利用不可

全国各本支店で利用できます。※ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・三重・岐阜・静岡県内に限ります。

口座振替制度をご利用ください

納税には便利で安全な口座振替制度をご利用ください。納税の手間が省け、時間の節約にもなります。

口座振替ができる金融機関等は左表のとおりです。

※4月1日から、十六銀行でも口座振替ができるようになります。

ただし、ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストアでは、指定納期限を過ぎると納めることができません。

問合せ先 役場会計室

内線180・181

ました。

申込方法 次の3点を口座振替

ができる金融機関等に持参してお申し込みください。

・預(貯)金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

・預(貯)金通帳

・印鑑(通帳届出印)

※申込用紙は、役場および各金融機関等にあります。詳しくは各金融機関等にお問合せください。

※過年度課税分および随時課税分については、口座振替ができません。

問合せ先 役場収納課

内線120・122

口座振替領収書を廃止しました

町税等の口座振替利用者で、領収書発行の申請をされた方に、口座振替領収書を送付していましたが、省資源化や経費削減のため、4月から領収書の発行を廃止しました(保育所運営費保護者負担金を除く)。今後は預貯金通帳への記帳でご確認ください。ようお願いします。

なお、軽自動車税については、車検に必要な車両に対して継続検査用納税証明書をこれまでどおり振替完了後(毎年6月上旬ごろ)に送付します。

問合せ先 役場収納課

内線120・122

固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者の方が所有する土地や家屋の評価額が、他の土地や家屋と比較して適正であるかどうかを確認できる、平成26年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間 4月1日(火)～6月

2日(月)午前8時30分～午後5

時15分 ※土日・祝日の役場閉庁
日を除く

縦覧場所 役場 税務課

縦覧できる方 町内に土地・家

屋を所有する方で固定資産税の
納税者(土地・家屋の所有者であ
っても、固定資産税が課税されて
いない方は、縦覧ができません)

必要なもの

- ・ 本人確認書類(運転免許証、住
民基本台帳カード、パスポー
ト、健康保険証など)
- ・ 委任状(本人以外の方や法人
の場合)

問合せ先 役場 税務課

内線178・179

平成26年度

住民税の主な改正点

●均等割の税率の引き上げ

東日本大震災からの復興を図
ることを目的として、地方公共団
体が実施する防災のための施策
に要する費用の財源を確保する
ため、臨時の措置として、平成26
年度から平成35年度までの個人
町民税および個人県民税の均等
割税額がそれぞれ500円ずつ
引き上げられます。

●あいち森と緑づくり税の延長

県では平成21年度から10年計

画で「山から街まで緑豊かな愛
知」の実現のため、さまざまな事
業を進めており、その財源とし
て、平成21年度から5年間、県民
税の均等割に「あいち森と緑づく
り税」として500円を加算し
てきました。

事業を当初の計画どおり平成
30年度まで継続するに当たり、
「あいち森と緑づくり税」について
も5年間延長されることとなり
ました。

問合せ先 役場 税務課

内線178・179

税理士による

無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の
税理士による、無料税務相談会
を行います。相続税、贈与税に関
する相談、税について分からない
こと、個人事業を始められる方な
ど、ぜひこの機会をご利用くださ
い。

とき 4月10日(木)午後2時～

4時(二人30分以内)

ところ 役場2階第2会議室

申込方法 事前の予約制で行っ

ていますので、開催日の前日まで
に税務課へ電話でご予約くださ
い。

その他

- ・ 申告書の作成に関する相談会
です。税額に関する内容に
ついてはお答えできない場合
があります。また、申告書等の
税務書類の作成も行いません。
・ プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課

内線175・176

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を
開設しますので、ご利用くださ
い。

とき 5月10日(土)・11日(日)

午前8時30分～正午

午後1時～5時

ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますの
で、東側通用口からお入りく
ださい。

問合せ先 役場 収納課

内線120・122



平成26年度 大治町税等納期限一覧表

月	納期限	固定資産税	軽自動車税	町県民税	土地改良区 賦課金	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	保育所運営費 保護者負担金
4	平成26年4月30日					1期	1期	1期	4月分
5	6月2日	全・1期	全期						5月分
6	6月30日			全・1期					6月分
7	7月31日	2期				2期	2期	2期	7月分
8	9月1日			2期	・福田恵水 ・小切戸用恵水	3期	3期	3期	8月分
9	9月30日				・宮田用水	4期	4期	4期	9月分
10	10月31日			3期		5期	5期	5期	10月分
11	12月1日					6期	6期	6期	11月分
12	12月25日	3期				7期	7期	7期	12月分
1	平成27年2月2日			4期		8期	8期	8期	1月分
2	3月2日	4期							2月分
3	3月31日								3月分